

平成28年度 第3回 山梨県森林環境保全基金運営委員会

1 日時：平成28年9月13日（火）午後1時30分～

2 場所：恩賜林記念館 大会議室

3 出席者（敬称略）

（委員）今村 繁子、河野 東、白石 則彦、田中美津江、日向 治子、堀込 美友、
宮川 滋

（アドバイザー）日高昭夫

（事務局）小島林務長、笹本森林環境部次長、小林森林環境部技監、市川森林環境総務課長
金子森林整備課長、平塚みどり自然課長、桐林林業振興課長、山田県有林課長、
保坂税務課長、森林環境総務課企画担当（4名）

4 傍聴者等の数 0人

5 会議次第

1 開会

2 あいさつ

3 議事

（1）森林環境保全基金事業 第2期計画案について

- ・ 森林環境保全基金事業 第2期計画案の検討経過について
- ・ 森林環境保全基金事業 第2期計画（案）

（2）その他

4 閉会

6 議事の概要

- ・ 森林環境保全基金事業 第2期計画案の検討経過について
- ・ 森林環境保全基金事業 第2期計画（案）

司会：

では、次第3「議事」に移ります。議事の進行につきましては、委員長にお願いしたいと思います。

委員長：

それでは議事の1、森林環境保全基金事業 第2期計画案について事務局から説明をお願いします。

事務局：

（森林環境総務課長から資料１・２により説明）

委員長：

ただいま説明がありましたが、どこからでも結構ですので、委員の皆さんからご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

資料の第２期計画案冊子の参考資料、４０ページをご覧ください。そこには全国４７都道府県のうち、森林整備に係る独自課税を採用している３７府県それぞれの名称や課税の仕組み、税収の規模、見込み等が書かれています。この中で、税収見込みをご覧いただくと、山梨県は２．７億円です。これは３７府県の中でもどちらかと言うと非常に小さい予算規模と言えらると思います。

それに比べますと、例えば神奈川県が３９億円、愛知県が２２億円というように、一桁違うような県があります。また、１０都道県がこうした独自財源を設けていません。それはどういうことかと言うと、例えば間伐等の森林整備をする際に国から例えば間伐ですと５割ないし６割というように補助金が来るのですが、それだけでは中々間伐が進まないの、実際には県単独事業や、さらには市町村の単独事業費等を上乘せし、場合によっては８割や９割近くまでかさ上げをして間伐事業を進めているというのが、この３７府県を含めた日本中の実態です。

この山梨県を含む３７府県は、その内の一部の県が独自の課税をして、森林整備に充てていこうという考え方です。

１０都道県はこうした独自課税をしておりませんで、いわゆる紐の付いていない一般財源から県単独事業という形で間伐に上乘せをし、さらに一部の市町村ではそれに上乘せをして間伐事業を行なっているということです。

ですから、この山梨県の森林環境税を理解していただくためには、例えば山梨県の場合、独自財源として県民から新たに費用を含めて徴収することの手続きや是非などが問われていると理解していただきたいと思ひます。

この資料の第２期計画案を見て、森林環境税を独自に集めなかったならば、県の一般財源によって間伐をしていたであろうということの比較の部分が見えなかったのではないかという気がしました。そのことに関しては、第１期を導入する際に多くの議論がされているのだと思ひますが、特に森林の場合には多くの県民の生命、財産、防災ということに関係しますので、目的を明らかに示して個別に徴収することで意識を高めたりする意図があつたのではないかと私は推察します。

この資料は、森林環境税のことについて非常によく説明がされていると思ひます。こうした財源を独自財源として集めて、県の予算として充当するという部分の説明が少し見えなかったような気もします。その辺りの第１期の税導入の際の議論や考え方など、専門の立場から話していただけないでしょうか。

アドバイザー：

独自の財源を確保し、民有林の整備を行なう森林環境税の導入の経緯ですが、最初のところに書いてあるように、それまで基本的には民有林に関しては林業としての考え方の中で対応していくということで、その費用負担は森林所有者の自己負担として継続していく考え方だったと思うのですが、その考え方を変更していくために、林業という枠を超え、これまでも説明されているように、森林の持つ公益的機能を守っていくためには、自己負担原則だけでは、うまく森の手入れをすることはできないということが、我が国の税制度の中で懸念されてきた経緯があります。

実は森林環境税がこういう形で議論されていくだいぶ前から、山梨県においては森林保全のための一定の財源をどうやって調達・確保するかということが、長い期間議論されてきました。この税制度ができたのは横内知事の時代ですが、本当に長く、議論をずっと継続してきたという経緯が実はあり、ちょうど地方分権改革が叫ばれたタイミングに、法定外目的税の検討をしていたという経緯があります。

ところがその法定外目的税導入のためには国との協議があり、課税対象が特定の水資源を活用している、ミネラルウォーター生産業者を対象にしたものだということもあり、税制の公平性などについていろいろ議論があり、結果的に法定外目的税の導入を断念したという経緯がありました。そういう経緯の中で、しかしそうは言ってもそのための財源をどのように確保するかというのは非常に深刻な問題でもありましたので、他県でも取り入れている森林環境税方式である、県民税の上乗せ課税による普通税の方式を活用しつつ、それを基金という形で管理することにより、目的税と同じ目標を達成していく枠組みを検討していく必要がありました。

こうした流れの中で森林環境税を立ち上げ、運用することとなったのが経緯だったと理解しています。ですから今、委員長から質問があったような、特定の税を立てないで一般財源を充当していくこととの比較については、特にその当時は突っ込んで議論することはなかったように思います。こうした新しい税をつくることによって広く県民の皆様から負担いただくような、新たな枠組みを作っていくための方法論として提案されたものであり、その当時、考え方を理解していただくための行政による一般県民の皆様向けアンケートや、各地域での説明会などが行われたものです。

委員長：

ありがとうございました。よく分かりました。

委員：

22 ページの④の神奈川県との共同事業ですが、ここに「森林整備、桂川清流センターにおける水質浄化の取り組みを引き続き実施します」とあります。神奈川県から当然負担があるのですが、経費負担の割合について教えてください。

森林環境総務課長：

神奈川県との共同事業ですが、桂川・相模川流域における森林整備事業と、もう一つは、桂川清流センターにおける水質浄化の取り組みです。

桂川清流センターにおける水質浄化の取り組みは、リン削減効果のある薬剤による処理を実施しており、神奈川県からもお願いをされて実施しているものであり、この事業に対しては神奈川県の水源環境保全税を財源としており、山梨県の森林環境税は活用していません。

森林整備課長：

森林整備については、神奈川県は相模川・桂川の流域であり、相模川の水を利用していることから、上流である山梨県の森林整備の費用を負担いただいているということです。県内 4 圏域のうち富士・東部林務環境事務所管内の相模川流域の荒廃林の面積は、他の 3 流域の平均に比べてやや高い状況です。この高い部分について山梨県と神奈川県が共同して費用を半分ずつ出し、整備をしていくという考え方であり、荒廃森林の減った分について費用負担をいただいています。

委員：

と言うことは確認ですが、水質浄化の取り組みに山梨の税は活用していないということですね。それと森林整備のほうはそれぞれ 2 分の 1 ずつ出し合って森林整備を実施しているということによろしいですね。

森林整備課長：

事業対象となる荒廃森林の量が、ほかの 3 圏域より桂川・相模川流域は多いので、多い部分の森林整備を対象に、半分の費用負担をいただいているということです。

委員：

分かりました。

委員：

参考資料 3 に、県民説明会等における主な意見・質問が書いてあります。森林整備について、森林所有者の同意を得るための今後の対策が記載されていますが、第 2 期事業を実行するに当たり、森林所有者は、現在どのぐらい特定されているのですか。

また、今後、県、市町村が協力して取り組むと思いますが、市町村によってある程度、把握されているのかどうか、少し心配です。

実は私の父も南部町の福士で山林を持っていますが、実際にこういうことが把握されているかどうか、聞きたいと思います。

森林整備課長：

はっきり何パーセントという数字は言えませんが、森林所有者ということになると、国の地籍調査ではっきりしてくるわけですが、中々森林ではそれが進んでいないということもあり、今年の森林法の改正で林地台帳を作っていくということが決まりました。本来ならば、その法律は来年度の 4 月から施行されるのですが、林地台帳を作るには相当期間が必要だろうということで、平成 31 年まで経過措置が取られています。

法律が改正され、これから施行されるというところですので、各市町村にヒアリングなどをしながら、県も一緒になって森林所有者の特定を進めていくという取り組みが今、始まったところです。

委員長：

私も森林所有者の特定について関心があります。今まで色々問題もあったと思いますが、いわゆる課税台帳など、市町村が持っている情報と付き合わせることで森林所有者を明らかにしていこうという理解でよろしいですか。

森林整備課長：

林地台帳は、市町村が作ることになっていますが、課税台帳はその目的以外には中々使えません。林地台帳自体は完成したら公表しないといけないものです。森林所有者をはっきりさせるだけでは意味がなく、所有者をはっきりさせることで何人かの所有者の森林と一緒に整備し、効率的な整備を行なう集約化が目的です。中々課税台帳をそのまま活用するわけにもいきませんが、国から法務局のデータはいただいていますので、それは使っていくこととし、今、林野庁とどういう資料をどのように使うかといった、やり方自体を詰めているところです。

委員：

先日、中北地区の県民説明会に仲間と参加し、とても参考になりました。参加した方が大変多く、関心がこんなにあるのかと驚きました。私たちはこの森林環境税が、例えば県産材を使った学校の机の導入にも利用されていることを聞いているので分かりますが、一般の方はほとんど知らないなので、県は様々な機会を設け、伝えているんだねという話を仲間としました。こういう話をもっとみんなで聞いて、皆さんに宣伝しながら税の使い方を皆さんで検討していくといいよねという話も出ました。

また、私たちは田舎に住んでいるので大概山を持っているのですが、ほとんど山に行かないので、多分みんな山のことは分からないと思うのですが、例えば森林環境税を使って事業を実施する場合、ランク付けなどはあるのかという話も出ました。今ほとんど山に手を入れていないので竹が出たり、荒廃して心配という声がありますので、教えてください。

森林整備課長：

ランク付けは特に行なっていませんが、荒廃林の混み合っている度合いを示す収量比数というものがあります。この数値が1という状態が一番混み合っている状態であり、そのまま放っておくと、どんどん木が枯れるというレベルです。0.85という数値が荒廃林の目安になっており、そうした0.85以上の箇所を整備していくということで事業を進めているところです。

委員：

私もボランティアとして活動していますが、5年前と森林所有者の意識や、周りの環境が大きく変わったと感じ、この森林環境税の意義は、すごく評価されるべきものだと思います。森が私たちの生活に非常に影響を及ぼすことについては、まだまだ広く周知されていないと思いますが、意識は非常に高くなっていると感じます。

前の委員会の時にも申し上げましたが、広く県民から徴収するという事は、森の大切さを県民に知らせる一つのツールになると思うので、この森林環境税というのは、とてもいいことだと発言した記憶もありますが、5年経って非常に成果が上がっているということを実感として感じます。

ただ、今、森林所有者の問題が出てきました。林地台帳は市町村が作成すると聞きましたが、多分今までやってきた箇所は、割と森林所有者が分かりやすい所から手を付けていて、これだけの実績を上げたと思うのですが、これから先は、非常に分かりづらい箇所が残っているのだと思います。

また、あちらこちらの市町村とお話しする中で、様々なものの提出をお願いしても、人手が足りないなどで、森林簿などが中々出てこないことがあります。担当者が林業関係者ではなく、全く専門家でない場合、どうやって手を付けていいか分からない市町村レベルの担当者も多くいます。そういう中で、森林所有者を平成31年までに特定するという事なのですが、それが非常に気になる場所であり、本当に進むのだろうかと思います。私どもが森林面積を特定したいとか、図面を出して下さいとか、森林簿を出して下さいなどをお願いをしても、市町村によっては全く出てきません。どのようなものですか、と逆に質問されるレベルです。彼らを責めるのも無理でかいようなことで、全然専門外の方たちがそれを担当しているわけですから、どうなっているんだと責めるのも気の毒だと思いながら進まない現状があるわけです。

平成31年度までに森林所有者の特定することについて、法律か何かを作って、分からない所は、その線引きをしますなどということであれば信じられますが、市町村レベルのものが上がってくるのを待っているという点が非常に気になる場所です。大変失礼な言い方かもしれませんが、小さい村や町になると現実にそういう問題が起きてくると思うのですが、その辺りはいかがですか。

森林整備課長：

委員がおっしゃるように、かなり厳しい作業ではないかと思っています。ただ国でも今回の林地台帳の作成に関しては、500億円の交付税措置という形で財源の確保をし、様々な調査などに市町村がお金を使える状況を作っています。

さらに、登記簿の電子データを法務局から提供していただけますので、それを県が一括して入手し、市町村に提供するような仕組みを作っていきたいと考えております。

また、県は森林GISの中に様々なデータを持っています。森林の場所等を特定するための精度を上げつつ、市町村のほうでもGISシステムを持っているところがたくさんありますので、公簿データなどをうまく取り入れることもできるのではないかと考えています。こうしたことを一つずつ進めていくために、今、市町村と協議しているところです。

委員長：

今の委員の発言と森林整備課長の回答は、若干似て非なる部分が入っているのではないかという気がします。委員の方は、第 2 期を迎えて、今後例えば施業箇所をどうやって選んで行くのかということや、他の委員から発言のあった優先順位があるのかということ、それと所有者が分からなかったり、境界が分からなかったりする森林の扱いがボトルネックになってきたということが今までもあるので、それが林地台帳という新しい制度によって少し時間が掛かるとしても解消されていくと言われていました。

実は東京都は産業労働局という林業振興を所管する部署と環境局という環境保全を所管する部署の両方で間伐を実施しており、環境局の間伐は全額補助ですが、その代わり山梨県の森林環境税を活用した事業と同じように 20 年間皆伐はできません。様々な制約がついています。産業労働局の間伐は普通の国庫補助に町の単独事業費を上乗せして間伐を実施しており、そのような制約はありません。森林所有者がそれぞれのプログラムを選びつつ、産業労働局と環境局が間伐箇所をお互いに競うように探しているという状況であり、どのようにして必要な施業箇所数を上げていくかというのは、結構どこも悩ましい問題ではないかと思います。第 1 期の時には比較的森林組合にも協力を得てスムーズに上がってきたという話だったのかもしれませんが、段々やりやすい所からやっていくと、やりにくい所だけ残っていくのではないかと思うのですが、その辺りはどうでしょうか。

森林整備課長：

ご指摘のように、やりやすい所からやっていく、できる所からやっていくというのは当然ですが、実はこの制度は、全体で 20 年間の計画期間になっています。今、5 年目ですから、まだ半分も経っていないという状態の中で、森林所有者の特定などが徐々に厳しくはなっていますが、今の状態では、まだ本当に場所がなくなってしまったという状態ではなく、林地台帳の作成などを進めていくことによって対応していけるのではないかと考えています。

さらに、前回の委員会の時にもお話しましたが、この計画期間の終わりであり、20 年間のちょうど中間にあたる時期に新たに荒廃林の現状調査を実施させていただきますので、林地台帳の作成と合わせてこの 5 年間、引き続きがんばっていただけるのではないかと考えています。

委員長：

一つ伺います。市町村によってレベルの違いはあると思いますが、山梨県の民有林の地籍調査の進捗はどのようになっているか分かりますか。

森林整備課長：

地籍調査の進捗は、平成 26 年度末時点で全国的には 51 パーセントとなっており、林地については今手元にあるデータでは、若干古いかもしれませんが、44 パーセントとなっています。それに対して森林以外も含めた山梨県全体で 30 パーセントという結

果になっています。これは農村振興課の調査によるものです。ただ実際はこの中で、優先的に実施すべきところを設けて実施しているようですので、平均の30パーセントという進捗が全てに当てはまるかどうかは言えないのですが、例えば公有地などの中には、地籍調査の実施は後でも支障がないという箇所もありますので、その点を考えた時に全国の51パーセントに対して本県の30パーセントが単純にどうかとは考えられないところもありますが、統計上の公表ベースでは全国51パーセントに対して山梨県は30パーセントになっています。

委員長：

地籍調査は毎年少しずつ全国で進んでいることになっていますが、市町村が手を挙げて自前の予算を半分付けると、県か国が残りの予算を付けてくれるという事業だそうです。今はどこも予算が厳しく、特に市町村が厳しい中で、中々新たに手を挙げる市町村が加わらなくなり、毎年少しずつ進んでいるとは言っても、市町村の中でもう全部終わっている所と、全く手が付いてない所があり、しばらく前に始めた所が少しずつ進んでいるという感じで、市町村によって非常に濃淡があるということでした。

もちろん県の特徴や、市町村の考え方などもあると思いますが、全国で51パーセントの進捗であり、この進捗が、例えば毎年1パーセントずつ改善していくと30年ぐらいで終わるという割り算では中々進んでいかず、難しいところがあるようです。

委員：

資料1の④、「第2期計画（素案）」に係る県民説明会の部分ですが、峡南管内で55名、中北60名、峡東で53名、富士東部で55名の参加があったということですが、関心度を測るという意味で、各地域の具体的な年齢別の統計などはとっているのでしょうか。

森林環境総務課長：

そこまではとっておりません。

委員：

関心度が高い年齢層はどの辺りだろうかと思って聞いたのですが、できるだけ若い方にも参加していただいた方がいいと思いますし、このような統計を取ればそのようなことも分かるのではないのでしょうか。もし今後こういうことを実施する場合には、そのような統計もとるといいかなと思います。

森林環境総務課長：

説明会については、年齢までは確認はしなかったのですが、幅広い年齢層の方に森林や税について知っていただくことは非常に大きな課題だと思っています。森林整備現場見学会も毎年開催していますが、これまで平日開催という形をとっていました。そのため、どうしても年齢的にある程度上の方が参加される傾向がありましたので、今年度については土曜日に開催することとし、すでにチラシや新聞にも広告を載せま

した。できるだけ若い方や親子で参加いただき、そうした方たちに税を使った森林整備の現場というのを知っていただきたいと考えています、また、1回目の委員会の時に委員から、ただ見学するだけではなくて体験的なこととしたほうがより理解していただけるのではないかという提案もありましたので、そうした意見も参考にさせていただき、併せて森林セラピーを体験していただくプログラムなども考えており、できるだけ幅広い年齢層の方に森林環境税について知っていただけるよう、努力したいと思っています。

委員長：

この説明会について、年齢は特にこの資料に載っていないそうですが、参加者の方の属性などは分かりますか。人数を数えたということまでですか。

森林環境総務課長：

市町村の担当者や、林業従事者、森林組合の職員といった方たちが多かったと思います。

委員：

私は大月市出身ですが、森林環境税を活用した事業について、様々な年代の人と話すと、大月で例えれば結局60代後半、70代、80代の方は関心があり、現場にも来てくれますが、若い人たちは誰も関心がないという状況です。関心のある70代、80代の人たちには、少し頑固な人もいれば、柔らかい人もいます。自分でお金を出さないからこういう仕事はどんどん推進してもらいたいというのが、その年代の人たちの意見です。その人たちは、若い頃自分は2千ヘクタール、3千ヘクタールの森林を整備したというレベルのことしか考えていません。今、間伐などの森林整備を実施した場合、1ヘクタールあたりでものすごくお金が掛かります。1ヘクタールの森林整備を実施し、仮に足場丸太として搬出した時にお金になるのか、それで成り立つのかということですが、何が何だか分からないけれど、ただでやってくれる、山がきれいになる、それは嬉しいという人たちは、このような場所には出て来られないのです。どこに行ってもそのような状況です。若い人たちにもう少し関心があれば、もう少し様々な観点で理解ももっと早くでき、もっとスピードアップできると思うのですが、若い人たちは何も理解しようとしらないというのが現実です。

年寄りだけが、まだ守りたいという一心でやっている状況です。やはり昔から炭焼きなど、木材を扱っていた人は、森林組合の担当者や市の職員を通して、それは便利だから是非実施してくださいと要望し、実施しているので、中々うまくは実施できています。ただ、中にはやってくれなくてもいいという人がいたり、大月や上野原、都留市は東京の人や静岡の人が比較的多く森林を所有しており、中々所有者を特定できにくいということもあります。

また、バブルの絶頂期に様々な地域で山林が売買され、東京に近いことからゴルフ場を開発しようとしたもののできなかったということがありました。そのような場合、3人、4人と山林の売買をしていたり、個人が持っていたり、会社で持っていたりする

ことから、中々所有者の特定が困難であり、承諾の判子をもらいに行くにも、時間がかかるということがあります。

自分もこの委員会の委員になって様々な人たちと様々な話をし、森林環境税についての勉強をしてきました。森林所有者はどう思っているか、県民がどういうふうに思っているか、500円でも高いという人もいれば千円でも安いという人もいます。それは十人十色ですが、まだまだ、もう少しPRしなければだめかなと思うのと、もう少し見えるように森林整備をアピールしていくのも一つではないかなと思います。

そしてもう一つ、森林環境税を実施した箇所にはどんどん20年間の皆伐の禁止等を課していくと、山梨の素材の生産量が維持できるかという問題もあるのではないかと思います。今、県有林で年間約7万か7万5千立方の出材量を見込んでいると思いますが、民有林と県有林で大体半分ずつではないでしょうか。しかし、民有林はそれほど手が入っていないので、これから民有林をどんどん素材生産の場として活用して行かなければならない時代に入っていると思うのです。

その時に森林環境税の使い方として、やはりやり易い所からどんどんやっていくでしょうから、20年間は素材として搬出してはならないとなると、山梨県が唱える33万立方を年間で搬出していきましようという数字には到底届かないと思っています。

私の個人的な提案になるかもしれませんが、森林環境税による木材搬出と、木材搬出の目標である33万立方に近い数字をどうすれば搬出できるかということをもう一度検討し直してもらえればいいかなと思います。そして、その33万立方に近い数字を出すことよって、若い人たちが林業に参入してくれれば、経済的にも林業として豊かになる可能性はあると思います。まだまだ建築用材としても売れているし、バイオマス利用という観点から見ても、ものすごい経済効果が出てくると思います。国内で出せないのなら、別に海外に輸出してもいいじゃないかとも思います。

何しろ山をきれいにする、林業を動かす、林業を活性化していくことが必要です。そして、若い人たちをどのようにして獲得していくか、若い人たちにどうすればやる気が出てくるかということを考え、我々自体が若い人たちに技術や経営、様々な安全対策などを教えていく必要があると思います。これを5年間ぐらいの時期にやらないと、我々もどんどん年を取ってきます。山梨県の林業が発展していくために、そういうことを総合的に考えていく時期に来ているのではないかと思います。どうでしょうか。

林務長：

今の話は税事業の進め方として、段々やりにくい所になっていくのではないかと危惧されている委員の意見を受け、逆にそれが将来使える資源を制約することになることを危惧した意見と理解し、受け止めさせていただきました。

元々林業として成り立つ所は、まずは林業経営をしていこうというのが前提で、どうしてもできない部分については県民負担をお願いして整備していこうというのがこの事業の趣旨ですので、それをどのように運用していくのかということに不安感を感じているということだと思っております。先ほどの話の繰り返しになりますが、林地台帳の話にしても多分山梨の話だけではなく、全国的に同じことが起こっていて、吸収

源対策で今後 52 万ヘクタールを間伐するという国の大きな方針はあるけれども、それが可能かという話ですね。

そういう中で行き着いたところが、この林地台帳の話であり、それをさらに法制化してしっかりやらなければならないということに至ったもので、おそらくその縮図がまさに山梨にもあるというお話だったのではないかと思います。

林地台帳の話については、おっしゃるとおり、市町村の体制が整っていない中で、できるのかということがあり、総務省の方で交付税措置のお金は付けたという話もありますが、全国市長会や町村長会からも林野庁に対して、市町村だけでできるものではないということで、陳情や要請などを行い、協議の場というものが作られ、その後マニュアルが整備されると聞いています。今、その協議が行われているところなので、我々もその流れに乗り遅れることなく、皆さんから指摘いただいた林地台帳の問題などをしっかり県内の問題と受け止め、解決していくよう努力していきたいと思います。

今回この計画案についてどうするという話ではないと思うので、申し上げましたが、いずれにしろこうした山梨・全国共通の問題だと思いますので、国のほうにも現実や現場の実態を伝えながら、国にやってもらわなければならないことはどんどん求めていくこととし、市町村ではできないことで県にできることは県が分担するということで努力していきたいと思います。

委員：

これも若干難しい話だろうと思いますが、今話の出たことに関連して聞きたいのですが、森林環境税で間伐を行っている箇所は、切捨ですね。

森林整備課長：

一部搬出間伐も実施しています。

委員：

搬出できる所があるということを知って少し安心しているのですが、木材を有効利用しましょうというのが今の時代の流れではないでしょうか。10 年前に日高先生に座長をしていただいた時にもその話題が出たと思うのですが、遅れた森林を回復するためということで、このようになったと思うのですが、それはもう何十年前からも言われていることなので同じではないですかという話をした記憶があります。それと同じで何十年前も遅れた部分だから間伐しない、切り捨てであっても間伐しないよりしたほうがいいだろうという議論だったと思うのですが、切捨で実施せざるを得ないような、もうどうしようもない所や、搬出してもしょうがない所、搬出できない場所があるのは分かりますが、今は材を有効利用しようとする流れになってきているので、基本的には材を有効活用するような仕組み、森林環境税を導入したからといって使わない切り捨てではなく、もう少し一歩進んだ材の活用を検討すると同時に、もっと環境保全などに配慮し、切り捨てにしてそこに放置することよりも、きれいに並べるなどした方が絶対いいと思います。そのように、材を所有者に返すということとは別な仕組みを作れば、例えば多少でも売れた材の売り上げについては、基金に入れていく

などの方法を考えていただければ、もう少し時代の流れにあった制度になっていくのではないのでしょうか。今、一部は材を出せるということですから、森林環境税を活用して整備したから材が出せないというようなことではなく、材の搬出をもっと進めていただければ、環境保全のための森林環境税ということにも、より多く繋がっていくと思うので、ぜひそういう仕組みを考えていただければありがたいと思います。

20年間材を搬出してはいけないということ、材が何かに使われる必要があるのに出せないということであれば、先程の必要量の材を確保するということとも関連するのでしょうか、その他の部分からしても何か少しもったいないような気がします。20年の間に転売されるということでは困りますが、材を有効活用し、使うことができるような何か仕組みをこれからの5年間で、次の10年のことを考慮して考えていただくほうが、より所有者にも分かりやすいし、我々としても納得がいくのかなという気がしますので、ぜひ考えていただきたいと思います。

森林整備課長：

ご意見はよく分かりますが、基本的には今、荒廃林をなくすために森林整備を実施しています。間伐をするのに何も全額公費負担で行う必要はなく、もう林業としてやっていけない、混み合いすぎてしまって環境がものすごく悪くなるという箇所、やむを得ず実施しているということです。第2期が終わる頃にもう1度荒廃森林の調査をするという説明も先程しましたが、これからは森林経営計画制度の活用も期待され、集約化なども進められており、材を出していこう、使っていこうという流れもあります。一方では県も林業振興のための施策も打ち出しています。従来荒廃林と言われていた箇所でも搬出できるような場所では搬出していくようになると思います。税を活用しなくても、普通の造林事業でも68パーセント補助が出るので、自己負担は30パーセントで済みます。こうした林業経営を行っていく所が増えれば、もう20年の制約など、何も無いわけです。さらに森林資源の循環利用が進むことが理想だと思っています。

今、森林の持つ公益的機能の維持・増進を図るため、やむを得ず税を使って間伐をしています。材を出せるところは、なるべく出すようにはしています。ただ材を搬出するには、普通の切り捨て間伐に比べて3倍ぐらいの費用が掛かります。3倍ぐらい掛かっても材を搬出するという事は、それほどないわけですから、それを考えるとやはり優先してなるべくたくさんの荒廃林をなくしていくべきであるというのが今の考え方です。

今、国も全国的に材を有効活用するという事で、1ヘクタール当たり10立方は材を搬出することを補助要件にしていますので、せめて道に近く搬出できるような所では搬出していくこととしています。ただ、それを全部搬出するという事になると事業費が3倍も掛かりますので、荒廃林の整備全体のバランスを考えた時にどうかということがあります。本当に林業経営が成り立って木が使えるような所であれば、何も税事業でやらなければならないということもないので、そのような所では68パーセントの造林補助を受け、税事業ではない事業を行っていただくという整理で考えているところです。

委員長：

参考資料 3 の一番最初のところで、「林業が成り立つ森林では、通常の国庫補助を活用して皆伐して植えていくような循環利用を推進している。」ということですが、これは今話のあったように間伐も同じ考え方ですね。そうした時に山梨県では、森林環境税を活用した間伐と、一般の森林環境税によらない間伐の最近の実績はどの位の割合になっているのでしょうか。

森林整備課長：

平成 27 年度の森林整備事業では民有林と県有林、両方合わせて 1,967 ヘクタールの間伐を実施していますので、税事業での実施が 1,200 ヘクタールぐらいということですので、60 パーセントぐらいが税事業で実施しているということです。

委員長：

資料 2 の 21 ページの広葉樹の森づくり推進事業の下の所に※印で、「より優先順位の高い民有林において実施することとし、実施対象を見直します」と記載されていますが、第 1 期には確か県有林でも広葉樹の森をつくるということで取り組んできたと思うのですが、この※印の所の、「より優先順位の高い民有林」という表現が少し曖昧ではないかという気がします。

つまり今まで県有林を対象にしてきたということに対して、民有林に実施対象を見直すということだと思うのですが、この民有林に掛かる前の所を民有林の方の優先順位を高くしてというように読むのか、民有林のうち優先順位の高い所にと読むのでしょうか。限定的用法か形容詞的用法かということですが、いかがでしょうか。

森林整備課長：

ご指摘のとおりです。委員長が仰った前者の方です。県有林での実施に対して、優先度の高い民有林において実施することにしたということです。従来大体半分位ずつ実施していたのですが、次期計画では民有林の方だけで実施するということです。

委員長：

委員の皆さんから、ほかに何か意見、質問等ありませんか。

議事(2)に、その他という項目がありますが、何かそれに相当する部分でありましたらお願いします。

事務局のほうから何かありますか。よろしいですか。

林務長：

白石先生、ありがとうございました。

今日で次期計画の協議も 3 回目ということで、前回素案をお示しした際のご意見を踏まえ、今回の計画案をお示したのですが、先ほど委員長から意見のありました表現などの細かい部分については、事務局に一任させていただきたいと思えます。

また、先ほど今後の 5 年間で材を有効活用することを検討いただけないかといった大きなお話もいただいたところですが、第 2 期計画案に関して、意見をいただいた表現等については事務局で対応させていただくこととして、案としては大筋でご了解いただいたと理解してよろしいでしょうか。

(委員から意義なしの声)

林務長：

ありがとうございます。

委員長：

委員さんから他に何かご意見、ご質問ございませんか。

それでは意見、質問も出尽くしたようですので、進行を事務局にお返しします。

皆さんありがとうございました。

司会：

白石委員長、ありがとうございました。また、委員の皆さんには貴重なご意見をいただきありがとうございました。

以上をもちまして、本年度第 3 回の山梨県森林環境保全基金運営委員会を閉会します。長時間にわたりありがとうございました。